

# 第5章

## 騒音・振動

## 第5章 騒音・振動

### 1 騒音・振動の現状

今日、私たちは、経済の発展に伴い豊かな生活を享受できるようになりましたが、その反面、都市への人口・産業の集中による生活環境の悪化が問題となるようになりました。典型7公害のなかでも、騒音・振動は、日常生活に密着した公害であります。

騒音は、一般的に「好ましくない音」、「ない方がいい音」とされており、その種類としては、「大きい音」は当然のことながら「音色の不愉快な音」や「生理的障害を引き起こす音」なども騒音と言え、一概に音の大小のみで判断することが難しく、聞く人の主観的な要素に強く影響される公害といえます。その発生場所は、建設作業現場、各種交通機関、また、近年ではクーラーや冷蔵庫、洗濯機の運転音などの生活騒音など多種多様であります。

振動は、工場・事業場、建設作業現場、道路交通などから発生する振動などがあり、その影響は、人の心理的、生理的な悪影響はもちろん、家屋等に対する物理的被害を発生させる恐れがあります。

近年の苦情の傾向としては、工場・事業場などから発生する騒音以外の、生活騒音などによる苦情が増える傾向にあります。このような騒音は、法律や条例の規制対象とならないことが多く、感覚的・心理的なものに大きく左右されるため、その感じ方に個人差が大きいことが特徴としてあげられます。また、このような生活騒音に対する苦情については行政からの指導よりも、お互いの話し合い、歩み寄りなどにより解消される場合があります。

### 2 騒音・振動防止の対策

#### (1) 工場・事業場騒音

工場・事業場の生産活動により発生する騒音・振動については騒音規制法、振動規制法及び勝浦市環境保全条例により規制されることとなります。

本市の場合、騒音規制法及び振動規制法の規制地域に指定されています。指定地域とは、生活環境の保全の観点から、住居が集合している地域など、騒音・振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を知事が規制地域として指定することとされており、都市計画法に基づく用途地域がこれに該当します。指定地域内では、騒音規制法及び振動規制法により、また指定地域以外については、勝浦市環境保全条例により規制されています。

これらの法律・条例には、それぞれ規制基準が定められており、市では、住民の生活環境の保全のため、これらの基準値を超えないように指導しています。

また、法律・条例に規定される特定施設を設置しようとする工場・事業場においては、それぞれ届出を義務づけており、規制基準を超える騒音・振動を発生した際には改善勧告及び改善命令を出し、規制基準を遵守するよう指導しています。

\*\*\*\*\*

(2) 建設作業騒音・振動

建設作業騒音・振動とは、建設作業及び道路工事などに使用されるくい打機、さく岩機、空気圧縮機、ブルドーザーなどの重機により発生する騒音・振動をいいます。また、これらの著しい騒音・振動を伴う作業を「特定建設作業」といい、作業開始7日前までに届出を義務づけ、規制基準を遵守するよう指導しています。

(3) 飲食店営業等における音響機器使用時間の制限

近年では、都市化に伴い飲食店等の深夜営業による、カラオケ、大声などの騒音に対する苦情も増加する傾向にあります。市では、騒音の発生により周辺環境が著しく損なわれていると認めるときは、騒音の発生者に対し騒音の防止について必要な措置を講ずるよう指導しています。また、拡声器の使用についても、規制基準、使用方法及び使用時間等について規則で定め、遵守するよう指導しています。

表5-1 騒音の規制基準（勝浦市環境保全条例施行規則第9条別表第4）

時間の区分 区域の区分	昼 間 8:00~19:00	朝 夕 6:00~8:00 19:00~22:00	夜 間 22:00~6:00
第1種低層住居専用 地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

表5-2 振動の規制基準（勝浦市環境保全条例施行規則第9条別表第4）

時間の区分 区域の区分	昼 間 8:00~19:00	夜 間 19:00~8:00
第1種低層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル

\*\*\*\*\*

表5-3 騒音レベルとその事例

騒音レベル	事 例
120デシベル	航空機のエンジンの近く
110デシベル	自動車の警笛（前方2m）
100デシベル	電車が通るときのガードの下
90デシベル	大声による独唱、騒がしい工場の中
80デシベル	地下鉄の車内、掃除機の音、どなり声
70デシベル	電話のベル、騒々しい事務所の中
60デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50デシベル	静かな事務所
40デシベル	市内の深夜、図書館
30デシベル	郊外の深夜、ささやき声
20デシベル	木の葉のふれあう音



表5-4 特定施設届出状況（令和3年4月1日現在）  
（騒音）

特定施設の種類の	工場及び事業場数（延べ数）	施設数
金属加工機械	4	15
圧縮機	29	136
送風機	18	64
粉砕機	2	4
木材加工機械	8	17
合成樹脂用射出成形機	3	9
重油バーナー	2	4
集じん装置	2	15
冷凍機	3	9
原動機	3	3
クーリングタワー	2	7
その他	8	16
合計	84	299

（振動）

特定施設の種類の	工場及び事業場数（延べ数）	施設数
金属加工機械	1	1
圧縮機・送風機	25	138
粉砕機	1	2
冷凍機	2	7
その他	3	5
合計	32	153

\*\*\*\*\*

(4) 自動車騒音常時監視

自動車騒音の常時監視は、騒音に係る環境基準に基づいて、騒音測定及び環境基準達成状況の評価等を行うものです。市では平成24年度から、主要幹線道路に面する地域のうち、住居等が存在する区域において、自動車騒音の影響が概ね一定と見なせる範囲を調査区域として実施しています。

調査は令和2年10月25日から26日に下記2路線で実施し、測定の結果、調査区域全てで、昼夜ともに環境基準値以下でした。

表5-5 令和2年度調査対象路線

No.	路線名	起点	終点	区間延長	車線数	道路構造
1	一般国道128号線	勝浦市浜行川	勝浦市鶴原	5.2km	2	平面
2	一般国道297号線	勝浦市佐野	勝浦市佐野	1.5km	2	平面

表5-6 道路近傍騒音測定結果

No.	路線名	等価騒音レベル	
		昼間	夜間
1	一般国道128号線	61.8デシベル (基準：70デシベル以下)	53.7デシベル (基準：65デシベル以下)
2	一般国道297号線	67.7デシベル (基準：70デシベル以下)	62.0デシベル (基準：65デシベル以下)

表5-7 今後の調査予定

一連番号	路線名	道路種別	車線数	路線延長 (km)	評価区間の総延長 (全体) (km)	ローテーション年数 (年)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
							(km)実施	(km)実施	(km)計画	(km)計画	(km)計画	(km)計画	(km)計画
1	一般国道128号線(17060)	3	2	6.9	6.9	5				6.9			
2	一般国道128号線(17070)	3	2	3.4	3.4	5					3.4		
3	一般国道128号線(17080)	3	2	3.4	3.4	5			3.4				
4	一般国道128号線(17090)	3	2	1.6	1.6	5					1.6		
5	一般国道128号線(17160)	3	2	5.2	5.2	5		5.2					5.2
6	一般国道297号線(20010)	3	2	1.0	1.0	5	1.0					1.0	
7	一般国道297号線(20020)	3	2	10.6	10.6	5	10.6					10.6	
8	一般国道297号線(20030)	3	2	1.5	1.5	5		1.5					1.5
9	一般国道297号線(20090)	3	2	0.9	0.9	5	0.9					0.9	
10	千葉県道82号天津小湊夷隅線(42540)	4	2	3.6	3.6	5					3.6		
11	千葉県道177号勝浦上野大多喜線(61310)	4	2	6.6	6.6	5			6.6				
12	千葉県道234号上総興津停車場線(61970)	4	2	0.1	0.1	5				0.1			
計				44.8	44.8		12.5	6.7	10.0	7.0	8.6	12.5	6.7